

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法	法令番号	昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号		
手続名	特定毒物研究者の許可	根拠条項	第 6 条の 2 第 1 項		
審 査 基 準	<p>特定毒物研究者の許可については、法第 6 条の 2 の規定に適合する場合に許可する。</p> <p>1 許可の適格要件（第 6 条の 2 第 2 項） 毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者 （参考）特定毒物研究者の資格要件（H28.3.24 薬生発 0324 第 1 号）</p> <p>2 許可の欠格要件（第 6 条の 2 第 3 項） 次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（ ） 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者 法第 1 9 条第 4 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 2 年を経過していない者</p> <p>厚生労働省令で定めるもの・・・精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（施行規則第 4 条の 7）</p>				
	受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関
		標準処理期間		4 5 日	目次
		標準経由期間		日	1 3